



染色工場の皆様へ



着色排水の下水道への排出について

—京都市上下水道局からのお願い—

上下水道局では、水環境保全センターの水質管理に細心の注意を払い、水質汚濁防止法で定められた排水基準値以下の水質で河川に放流しています。しかし、流入する着色成分の除去は通常の下水処理では困難なため、河川への放流水が着色する場合があります。その結果、市民の皆様にご不安を与えることとなります。



水環境保全センターに流入する着色排水



雨水吐口から排出される着色排水

また、京都市の下水道は、一部の市街地で汚水と雨水を一緒に流す合流式を採用しており、一定の降雨量に達すると、雨水吐口から河川に未処理の下水が排出される構造になっています。そのため、大雨時に吐口から着色した下水が河川に排出されることがあり、対応に苦慮しています。

これらのことから、次の点へのご配慮をお願いします。

- ◆ 余分な染料を発生させないなど、できるだけ着色排水が少なくなる工夫をしてください。
- ◆ スクリーン型、友禅型、のり容器などに残っている捺染のりは、別容器に回収し、廃棄物として適正に処分をしてください。
- ◆ 染料や捺染のりは濃度が高いことから、そのまま排出されますと下水道法に定める水質基準に違反するおそれがあるため、できるだけ排出しないようにしてください。

<お問い合わせ先>

京都市上下水道局下水道部施設課

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

TEL: 672-7829 FAX: 682-2715

Eメール: g.suishitsushido@suido.city.kyoto.lg.jp

上下水道局HPから <http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

